

第二次仙台市産業廃棄物処理指導計画の総括

第二次仙台市産業廃棄物処理指導計画は、循環型社会システムの構築に向け、「発生抑制の推進」「資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進」「適正処理の確保」を基本方針とする5ヵ年計画であり、平成18年度は計画期間の最終年度にあたる。そこで、次年度以降に実施する新規計画の策定に資するべく、昨年度実施した仙台市産業廃棄物実態調査（平成16年度実績）の結果を踏まえ、今般、現時点での総括を行うものである。

1 「発生抑制の推進」及び「資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進」の実施状況

（1）【多量排出事業者（前年度排出量1,000t以上）への指導】

廃棄物処理法に基づき、処理計画及び実施状況報告の提出を求めた。

立入指導を行い、処理計画の実施状況に関する実態把握に努めた。

【多量排出事業者以外の事業者への指導】

病院等の特別管理産業廃棄物排出事業者に対し、各区役所保健福祉センターが医療法に基づき実施する医療監視に帯同又は単独で立入指導を行った。

本市一般廃棄物処理施設における産業廃棄物排出事業者への指導を行った。

平成18年度には、前年度排出量が1,000t未満の事業者にも立入指導する。

【その他】

市政だよりや本市ホームページによる周知、排出事業者向け産廃セミナーの実施、排出事業者向けパンフレットの作成を行った。平成18年度もこれらの事業を継続し、周知に努める。

（2） 市民生活と産業廃棄物の関連について、市政だより、本市ホームページ及び出前講座により、市民にPRを行った。平成18年度も引き続き、普及啓発に努めていく。

（3） 建設リサイクル法に基づく再資源化義務の徹底に向け、各区建築部局と合同で行う全国一斉パトロールなどの立入指導を行った。

（4） 資源化・減量化率の目標の達成については下記のとおりであった。

品 目	国	本 市			
	平成10年度 実 績	平成11年度 実 績	平成18年度 目 標	平成16年度 実 績	平成18年度 目標との比較
全 体	86%	84.7%	90%	90.4%	0.4%
汚 泥	88%	89.6%	92%	93.9%	1.9%
がれき類	74%	83.5%	91%	94.4%	3.4%
建設木くず	90% *	68.7%	85%	78.0%	7.0%

* 木くず全体

全体、汚泥、がれき類についてはすでに目標を達成した。建設木くずについては平成16年度実績としては目標値を下回ったものの、平成11年度から5年間で約10%の資源

化・減量化を達成しており、制度の浸透度を勘案すると平成 17, 18 年度で目標の達成が見込まれるが、なおいっそう事業者への助言, 要請, 指導を行いいりサイクルの促進を図っていく。

- (5) 平成 17 年度産業廃棄物実態調査 (平成 16 年度実績) を実施し, 調査結果を本市ホームページ等で公表した。調査で得られた情報は今後の事業者指導に活用していく。

2 「適正処理確保」の実施状況

- (1) 排出事業者による委託基準, マニフェストの使用, 処理基準, 特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の徹底に向け, 下記のとおり, 立入指導等を実施した。

【多量排出事業者 (前年度排出量 1,000 t 以上) への指導】

立入指導を行った。

【多量排出事業者以外の事業者への指導】

病院等の特別管理産業廃棄物排出事業者に対し, 各区役所保健福祉センターが医療法に基づき実施する医療監視に帯同又は単独で立入指導を行った。

平成 18 年度には, 動物病院や, 前年度排出量が 1,000 t 未満の事業者にも立入指導する。

自己処理許可施設の構造基準, 維持管理基準, 特別管理産業廃棄物管理責任者設置等の徹底に向け, 施設設置に際して事前協議により厳正に審査した他, 特別管理産業廃棄物管理責任者の届出義務については本市ホームページにより周知した。

平成 17 年度には飛散性廃石綿排出事業者への立入指導を行った。

病院等の特別管理産業廃棄物排出事業者に対して排出実績の報告を求めた。

自己処理施設設置者に対して前年度処理実績の報告を求めた。

【その他】

本市ホームページによる周知, 排出事業者向け産廃セミナーの実施, 排出事業者向けパンフレットの作成を行った。その他, 環境事業所の立入指導の際の産業廃棄物の排出指導も実施された。平成 18 年度は, さらに新パンフレットの作成により, 指導に努める。

- (2) 収集運搬業者による処理基準等の徹底に向け, 下記のとおり, 立入指導等を実施した。

市内に本店が所在する業者に対し, 立入指導を行った。

前年度実績の報告を求めた。

- (3) 処分業者による施設の構造基準, 維持管理基準, 処理基準等の徹底に向け, 処理施設については, 下記のとおり, 立入指導等を実施した。

処理施設に立入検査を行った。

焼却施設 (自己処理用含む) に適用されるダイオキシン類に係る基準の徹底に向け, 自主検査への立会い等を行った。

処分実績の報告を求めた。

その他, 中間処理施設の処理能力及び最終処分場の残存容量を把握しており, 今後と

も必要に応じて、県との協議や、処理施設に関する市民向け PR を行う。

- (4) PCB 特措法に基づく保管状況届出義務等の徹底に向け、本市ホームページや立入検査時のパンフレット配布により周知した。また、廃棄物処理法上の保管基準の徹底に向け、立入指導した他、県の PCB 廃棄物処理計画策定に協力し、データ提供等を行った。

平成 18 年度は、さらに電気絶縁物処理協会等のデータを元に未確認事業所の把握に努め、立入指導を強化する。

- (5) 不法投棄等の不適正処理に対処するため、下記の施策を実施した。

産廃 110 番を設置して常時情報を受け付けた。

現職警察官と産廃 G メンを配置して厳正に対応した。

再発防止に向け、スカイパトロールの実施、監視カメラ及び告知看板の設置、不法投棄の防止を呼びかけるラジオスポット放送を実施した。

その他、関係機関と情報交換する場を設け、協力体制を確保した。

上記の施策は、今後も継続する。また、平成 18 年度には、監視カメラ及び告知看板の増設、民間委託による休日パトロール、追跡管理システム事業を新たに実施する。

3 評価と今後の対応

- (1) 「発生抑制の推進」及び「資源化（再利用・再生利用）及び減量化の推進」について

「第一次計画の評価と今後の取り扱い」において定められたとおり、立入指導が強化され、それによって資源化及び減量化が進んだと考えている。立入指導は今後も計画的に実施していく。

- (2) 「適正処理の確保」について

立入指導を強化するなどして排出事業者や処理業者の指導に努め、また、現職警察官と産廃 G メンを配置するなどして不法投棄等の不適正処理に厳正に対処した結果、適正処理の確保に大きな効果が得られたと考えている。今後も立入指導を行い、現職警察官と産廃 G メンを配置して適正処理の確保に努める。

- (3) 市民向け PR について

市政だより、本市ホームページ、セミナー、出前講座、パンフレット、ラジオのスポット放送等により、市民への PR を図り、産業廃棄物に関する市民の理解が進んだと考えている。平成 18 年度は、さらに新パンフレットの作成等により、PR を強化していく。

(別表)

	具体的施策	平成 14～17 年度(実績)	平成 18 年度(目標)
1	【多量排出事業者への指導】 処理計画及び実施状況報告書の提出率 立入指導件数	平均提出率 約 80 % 計 88 件	85 % 29 件
	【多量排出事業者以外の事業者への指導】 病院への立入指導 本市一般廃棄物処理施設における指導 1,000 t/年未満の事業者への立入指導	計 80 件 計 15 件(平成 17 年度開始) (平成 18 年度開始)	20 件 24 件 28 件
	その他	市政だよりや本市 HP による周知, 排出事業者向け産廃セミナー実施, 排出事業者向けパンフレット作成	市政だよりや本市 HP による周知, 排出事業者向け産廃セミナー実施, 排出事業者向けパンフレット作成
	(2) 市民への普及啓発	市政だより, 本市 HP, 出前講座による周知	市政だより, 本市 HP, 出前講座による周知
	(3) 建設リサイクル法に基づく立入指導	計 329 件	120 件
(4) 資源化・減量化率の目標達成	* 本編参照		
(5) 平成 17 年度産業廃棄物実態調査の実施	実施(平成 17 年度実施)		
2	【多量排出事業者への指導】 立入指導件数	計 88 件	29 件
	【多量排出事業者以外の事業者への指導】 病院への立入指導 その他事業者への立入指導 施設設置・特管管理責任者の届出指導 飛散性廃石綿排出事業者への立入指導 特管処理実績報告書提出率 自己処理施設処理実績報告書提出件	計 80 件 (平成 18 年度開始) 事前協議, HP による周知 計 19 件(平成 17 年度開始) 平均提出率 約 74 % 平成 14～16 年度対象: 18 件 平成 17 年度以降対象: 8 件	20 件 動物病院 6 件, 1,000 t/年未満 28 件 事前協議, HP による周知 10 件 80 % 8 件
	その他	本市 HP による周知, 排出事業者向け産廃セミナー実施, 排出事業者向けパンフレット作成, 環境事業所の立入指導に伴う指導	本市 HP による周知, 排出事業者向け産廃セミナー実施, 排出事業者向けパンフレット作成, 環境事業所の立入指導に伴う指導, 新パンフレット作成
	(2) 収集運搬業者指導 立入指導 収集運搬実績報告書提出率	計 52 件 平均提出率 約 86 %	50 件 85 %
	(3) 処分業者指導 処理施設への立入指導 ダイオキシン検査 処分実績報告書提出率	延べ 1,174 件 延べ 97 件 100 %	延べ 440 件 延べ 23 件 100 %
(4) PCB 保管事業者への立入指導	計 64 件	100 件	
5	不適正処理への対応 産廃 110 番の設置による情報受付 現職警察官, 産廃 G メンの配置 再発防止	計 917 件 現職警察官 1 名, 産廃 G メン 7 名 スカイパトロール合計 10 回 監視カメラ 2 台 監視カメラ設置告知看板 20 枚 不法投棄防止ラジオスポット放送	225 件 現職警察官 1 名, 産廃 G メン 7 名 スカイパトロール 7 回 監視カメラ 2 台増 監視カメラ設置告知看板 50 枚増 不法投棄防止ラジオスポット放送 民間委託による休日パトロール 追跡管理システム事業の実施

産業廃棄物処理指導に係る新規計画(平成19年度以降)について

1 従来の計画における問題点

本市では、計画期間5年の産業廃棄物処理指導計画を策定し、「排出事業者」「処理業者」「本市」「市民」各々の果たすべき役割を明確にし、体系的に施策を実施している。既に第一次計画(平成9年度～同13年度)を終え、今年度は第二次計画(平成14年度～同18年度)の最終年度に当たるところ、約10年間の実施により、下記の問題点が認識された。

(1) 環境関連法規の頻繁な制定・改正に対する対応の困難

指導計画の施策は、廃棄物処理法その他環境関連法規を踏まえるべきところ、廃棄物処理法はほぼ毎年改正されており、その他法規(条例・規則を含む)・指導要綱・処分指針等の制定・改正に柔軟に対応するには、5年単位の計画では困難である。

(2) 目標設定と達成評価の困難

従来の指導計画では、策定に先立って産業廃棄物実態調査を行い、そこで得られた将来予測に基づいて具体的施策と数値目標を設定し、達成評価を行っているところ、5年単位の計画では、当初の将来予測と5年間の実態状況や法体系との間に乖離が生ずることは避けられず、実態に即した適正な目標設定と達成評価が困難となる。

2 新規計画における変更点

以上の問題点を踏まえ、また、すでに計画の基本的な方向性や枠組みがほぼ定まったことから、平成19年度以降の計画策定については、下記のとおり進める。

(1) 基本的枠組みと具体的施策とを分離し、「産業廃棄物処理指導方針」と各年度毎の「産業廃棄物処理指導実施計画」の2部構成とする。

(2) 「方針」では特段の計画期間を定めず、基本となる枠組みを示し、法改正等に応じて随時改正する。また、「実施計画」において各年度毎に実施事項、数値目標の設定及び達成評価を行うこととする。

(3) 翌年度の実施計画策定に当たっては、「仙台市産業廃棄物実態調査(平成16年度実績)」及び「宮城県廃棄物等実態調査報告書(平成15年度実績)」における将来予測を踏まえるほか、県と協議しつつ、実態を把握する。

3 変更による効果

上記の変更により、下記の効果が期待できる。

(1) 計画期間を単年度とすることで、法規改正等に柔軟に対応できる。

(2) 計画期間を単年度とすることで、より適切な目標設定と達成評価が可能となる。